

7 教福第273号
令和8年1月21日

各 課 長
各 所・館 長 様
各 県 立 学 校 長

福 利 課 長

物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）について（送付）

このことについて、「強い経済」を実現する総合経済対策」として、児童手当の受給者等に対して「物価高対応子育て応援手当」が支給されることとなりました。

つきましては、支給対象者の申請書をお送りしますので、下記により市町村に申請するようお知らせ願います。

なお、各教育事務所においては、貴管内市町村立学校へ送付願います。

記

1 物価高対応子育て応援手当の概要

（1）支給対象者

- ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当受給者
- イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当受給者

（2）支給対象児童

上記（1）アまたはイの児童手当支給対象となっている児童
(平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童)

（3）支給額

対象児童1人につき、20,000円

2 申請方法等

（1）申請先

- ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受けた方は、令和7年9月30日時点で住民票のある市町村
- イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童については、当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った時点における住民票所在市町村

（2）申請方法、申請期間

各市町村により異なるため、申請先の市町村の広報やホームページなどで事前に必ず確認願います。

（3）申請時に必要な主な提出書類

- ア 物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）
- イ 振込口座情報が確認できる、通帳やキャッシュカードの写し
※公金口座を指定する場合は添付省略可能な場合があります。
- ウ その他、本人確認書類等の市町村が必要と認める書類

3 該当者への配付物

- （1）物価高対応子育て応援手当注意事項（県教育委員会対象者向け）
- （2）物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）
- （3）申請書記載要領

4 留意事項

- （1）今回お送りする申請書は、令和8年1月9日時点で児童手当システムに登録されているデータを出力しています。各所属においては、印字内容について最新の受給者台帳と照合のうえ、該当者に配付願います。
- （2）令和8年1月10日以降に児童手当システムに登録される児童に係る申請書については、今後の児童手当認定通知書または児童手当額改定通知書送付の際に併せて作成のうえお送りします。
- （3）申請書の空欄部分（市町村名、住所、振込口座等）については、記載要領を参考に該当者が記入し、押印のうえ申請するよう御案内願います。
- （4）公金受取口座を登録することで口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になる場合があります。なお、登録データの反映までには数日から最大二週間ほど要しますので御注意願います。
- （5）通知、記載要領については、デスクネットツやFCSネットワーク、県教育庁福利課ホームページに掲載しますので、御参考願います。
- （6）1（1）のア・イの両方に該当する職員については、ア・イのそれぞれについて申請書を作成しています。
- （7）該当職員が異動や退職している場合は、該当職員へ御転送願います。
- （8）その他、申請書に印字されている内容等に疑義がある場合は所属の事務担当者より下記担当まで御連絡願います。